

硫黄島皆既日食 WMV 映像の使用等に関する同意書

自然科学研究機構国立天文台（以下「甲」という）と申込者（以下「乙」という）は、「日食現象およびこれに関する現象」の映像（以下「本映像」という）の使用について、以下の約定により同意します。

（目的）

第1条 乙は、国民の天文学や自然科学に対する関心を高めることを目的として、本映像を利用することとする。

2 乙は、本映像を公序良俗に反した利用や、本映像の著作権者への名誉毀損となる使用をしてはならない。

3 乙は、甲により提供された本映像を、乙が主体となる科学館や学校などにおける研究教育活動に限って使用することができる。

（本映像の提供）

第2条 甲は、乙へ、観測地（東京都小笠原村硫黄島）において、甲が撮影し、著作権を有する皆既日食における太陽や自然風景、観測風景を撮影した映像を WMV(Windows Media Video)形式（以下、NAOJ 映像）にて提供する。

2 甲は、乙へ、観測地（東京都小笠原村硫黄島）において、日本放送協会が撮影し、著作権を有する皆既日食における太陽を撮影した映像を WMV 形式（以下、NHK 映像）にて提供する。

3 乙は、甲によって、映像の提供を受けることが可能な環境を有していると判断された場合においてのみ、本映像の提供を受け、かつ、使用することができる。

（乙による NAOJ 映像の利用）

第3条 乙は、この同意書の有効期間にかかわらず、また同意書の解除・解約によるこの同意書の失効後においても、NAOJ 映像について、次の権利を有する。

（1） NAOJ 映像を保存すること。

（2） NAOJ 映像を全部または一部を乙の業務において使用すること。

前項により NAOJ 映像を使用する場合には、著作権者としての甲の名称を表示するものとし、協力者として、（独）情報通信研究機構および（独）宇宙航空研究開発機構の両機構の名称を含めるものとする。これらの名称の表示方法については、別表1に定める。

（乙による NHK 映像の利用）

第4条 乙は、NHK 映像をリアルタイムの伝送に限り利用でき、NHK 映像を全部または一部を保存してはならない。また、伝送された NHK 映像から静止画を切り出してはならない。

2 乙が NHK 映像を使用する場合には、著作権者としての日本放送協会の名称を表示するものとし、協力者として、甲の名称および、（独）情報通信研究機構および（独）宇宙航空研究開発機構の両機構の名称を含めるものとする。これらの名称の表示方法については、別表1に定める。

（本映像の伝送）

第5条 乙は、本映像が実験衛星により伝送された旨を表示しなければならない。表示方法については、別表1に定める。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙へ、本映像を無償で提供する。ただし、乙は、本映像の提供を受ける際に必要な経費

を負担しなければならない。

(管理責任)

第7条 乙は、乙が提供をうける本映像を利用する者すべてに、本同意事項を遵守させる責任を負う。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本契約履行に関して、相手方または第三者に及ぼした損害、及び自ら被った損害は、相手方の責に帰すべき理由のある場合を除き、自らの責任と負担において処理解決することとする。

(免責)

第9条 乙は、本映像が、伝送路の品質保証ができないインターネットを経由して提供されることを理解し、インターネットの状況により、提供が受けられなくなることを理解しなければならない。

2 甲は、乙への本映像の提供に努めるが、乙が本映像を一部または全部入手できなかったことから生じる損害について、甲及び乙は相互に免責し、損害賠償を請求しない。

(提供の中止)

第10条 天候、天災及び機器の故障その他、やむを得ない事由があるときには、甲は、本映像の提供を中止または、その内容を変更することができる。そのような事由による本映像の提供中止及び本同意上の義務の不履行から生じる損害について、甲及び乙は相互に免責し、損害賠償を請求しない。

(同意書の変更又は解除)

第11条 甲及び乙は、合意のうえこの同意書を変更又は解除することができる。

(有効期間)

第12条 この同意書の有効期間は同意書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲または乙から同意書の変更または解約について特別の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日からさらに1年間、その効力を有するものとする。以後の期間満了の時も同様とする。

(協議事項)

第13条 この同意書に定めのない事項が生じたとき、またはこの同意書各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

2 前項の協議による取り決めまたはこの同意書の内容の修正・変更については、文章により明確にすることとし、文章によらないものは無効とするものとする。

平成21年 月 日

甲 東京都三鷹市大沢2丁目21番1号
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構国立天文台
天文データセンター 大江 将史

乙 住所

組織名

氏名[自署の上、
ご捺印ください]



別紙1 名称(クレジット)の表示方法

本映像を使用する方は、映像の場合、以下の「方法A」「方法B」のいずれかの方法、NAOJ映像から切り出した静止画の場合、以下の「方法C」で、本映像を紹介しなければなりません。映像や静止画を1つの掲示で複数回利用する場合、各々の利用ごとに「クレジット表示」「伝送実験の紹介」を行うことが望ましいですが、構成上等でやむを得ない場合は、「伝送映像の紹介」については利用中に1回の紹介でも可とします。

サンプル

例) オープンスペースや、ホールなどで、NHK映像・NAOJ映像を同時、または、混ぜて展示する場合

その1) 「撮影：NAOJ 及び NHK (両者が撮影した映像を切り替えて表示しています) 伝送協力：NICT、JAXA」と「この映像は、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって中継されたものです。」を造作物に提示する。

その2) 「撮影：NAOJ 及び NHK (両者が撮影した映像を切り替えて表示しています) 伝送協力：NICT、JAXA」

をモニタの前に提示し、会場MCが、「この映像は、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって中継されています。」とアナウンスする。

例) NHK映像のみを使用する。

その1) 「撮影：NHK 伝送協力：NAOJ、NICT、JAXA」と「衛星「きずな」の伝送実験にて提供」をパネルにて掲示する。

その2) 「撮影：NHK 伝送協力：国立天文台、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構」、衛星「きずな」の伝送実験にて提供」を会場MCがアナウンスする。

例) NAOJ映像を保存して、再上映やストリーム配信をする。

「撮影：国立天文台 伝送協力：NICT、JAXA」と「衛星「きずな」の伝送実験にて提供」をパネルにて掲示することや、WEBならば、本映像の近くに記載する。

例) NAOJ映像から静止画を取り出して、WEB掲載する。

「撮影：国立天文台 伝送協力：NICT、JAXA」と「衛星「きずな」の伝送実験にて提供」を本映像の近くに記載する。

例)

NHK映像から静止画を取り出して、WEBに掲載する。

NHK映像を保存して、再上映する。

NHK映像とNAOJ映像を混ぜて保存して、再上映する。

誰もが触れる端末上で、NHK映像を上映し、第三者による、NHK映像を保存や、静止画の取り出しがあった場合

すべて、できません。NHKから提訴される可能性があります。また、同意書第7条に従い、本台は、一切の責任を負いません。

方法A

	映像元	著作権等のクレジット内容(注1)	伝送実験の紹介内容(注2)	備考
映像のリアルタイム利用	NAOJ 映像	撮影：自然科学研究機構 国立天文台 (注3, 4, 5)	この映像は、自然科学研究機構国立天文台、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構の協力のもとで制作し、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって中継しているものです。(注4, 5)	
	NHK 映像	撮影：NHK (注3, 4, 5)	この映像は、自然科学研究機構国立天文台、NHK、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構の協力のもとで制作し、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって中継しているものです。(注4, 5)	
映像のアーカイブ(録画)利用	NAOJ 映像	撮影：自然科学研究機構 国立天文台 (注3, 4, 5)	この映像は、自然科学研究機構国立天文台、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構の協力のもとで制作し、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって中継されたものです。(注4, 5)	
	NHK 映像の録画はできません。			

(注1) 当該映像が流れる最初の段階で「音声」、六秒以上の「字幕」、「掲示物」などのいずれかの方法により、クレジットを示すこと。

(注2) 本映像の掲示中に一回、「音声」、「字幕」、「掲示物」などのいずれかの方法により、紹介すること。ただし、短い利用の場合で、伝送実験の紹介をすることが極めて難しい場合は、衛星「きずな」と「実験」というキーワードをいれて「伝送映像の紹介」をすること。

例1：「NICT/JAXA 衛星「きずな」の伝送実験にて提供」

例2：「衛星「きずな」の伝送実験にて提供」

(注3) リアルタイム利用の場合で、NAOJ 映像と NHK 映像を適宜切り替えし、個々の映像の著作者表示をタイムリーに表示することが難しい場合は、

「撮影：自然科学研究機構国立天文台及びNHK（両者が撮影した映像を切り替えて表示しています）」

として表示することができる。(注4)

(注4) 「自然科学研究機構国立天文台」は、「国立天文台」と省略することができる。

(注5) やむを得ない場合は、国立天文台→NAOJ、情報通信研究機構→NICT、宇宙航空研究開発機構→JAXAという英文略称を用いてもよい。

方法B (映像)

	映像元	著作権等のクレジット内容(注1)	伝送実験の紹介内容(注2)	備考
映像のリアルタイム利用	NAOJ 映像	撮影：自然科学研究機構国立天文台 伝送協力：情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構(注3,注4,注5)	この映像は、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって中継しているものです。	
	NHK 映像	撮影：NHK 伝送協力：自然科学研究機構国立天文台、情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構(注3,注4,注5)		
映像のアーカイブ(録画)利用	NAOJ 映像	撮影：自然科学研究機構国立天文台 伝送協力：情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構(注4,注5)	この映像は、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって中継されたものです。	
	NHK 映像の録画はできません。			

(注1)当該映像が流れる最初の段階で「音声」、六秒以上の「字幕」、「揭示物」などのいずれかの方法により、クレジットを示すこと。

(注2)本映像の揭示中に一回、「音声」、「字幕」、「揭示物」などのいずれかの方法により、紹介すること。ただし、短い利用の場合で、伝送実験の紹介をすることが極めて難しい場合は、衛星「きずな」と「実験」というキーワードをいれて「伝送映像の紹介」をすること。

例1：「NICT/JAXA 衛星「きずな」の伝送実験にて提供」

例2：「衛星「きずな」の伝送実験にて提供」

(注3)リアルタイム利用の場合で、NAOJ映像とNHK映像を適宜切り替えし、個々の映像の著作者表示をタイムリーに表示することが難しい場合は、

「撮影：自然科学研究機構国立天文台及びNHK（両者が撮影した映像を切り替えて表示しています）伝送協力：情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構」

として表示することができる。(注4)

(注4)「自然科学研究機構国立天文台」は、「国立天文台」と省略することができる。

(注5)やむを得ない場合は、国立天文台→NAOJ、情報通信研究機構→NICT、宇宙航空研究開発機構→JAXAという英文略称を用いてもよい。

方法C (写真・静止画)

	映像元	著作権等のクレジット内容(注1)	伝送実験の紹介内容(注1)	備考
写真・映像から切り出された静止画の利用	NAOJ 映像	撮影：自然科学研究機構国立天文台 伝送協力：情報通信研究機構、宇宙航空研究開発機構(注3, 注4)	この画像は、超高速インターネット衛星「きずな」の映像伝送実験によって伝送されたものです。(注2)	
	NHK 映像	NHK 映像から静止画を切り出してはなりません。		

(注1)映像の近くに表示しなければなりません。ただし、この表示が難しい場合は、記事本文中などで表示してください。

(注2) この表示が難しい場合は、衛星「きずな」と「実験」というキーワードをいれて「伝送映像の紹介」を作成し、表示してください。

例：NICT/JAXA 衛星「きずな」の伝送実験にて提供
衛星「きずな」の伝送実験にて提供

(注3) 「自然科学研究機構国立天文台」は、「国立天文台」と省略することができます。

(注4) やむを得ない場合は、国立天文台→NAOJ、情報通信研究機構→NICT、宇宙航空研究開発機構→JAXAという英文略称を用いてもよい。

以上